

台東区告示第59号

令和7年度労働報酬下限額について

令和7年度における労働報酬下限額を定めたので、東京都台東区公契約条例(令和5年12月台東区条例第56号)第8条第3項の規定により、以下のとおり告示する。なお、工事又は製造の請負契約については、令和7年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、告示する。

令和7年1月31日

台東区長 服部 征夫

業務委託契約及び指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり 1,323 円
---------	----------------

上記に関わらず、年度途中で最低賃金が改正され、労働報酬下限額が改定後の最低賃金を下回った場合は、その効力発生以後の労働報酬下限額は改定後の最低賃金とする。